

(報告事項)

青少年問題及び子どもの権利推進に関わる取組みについて

I 青少年の居場所事業について

1 概要

中学生以上の青少年を対象に、休日や放課後に利用できる「青少年の居場所」を開設しているものです。

2 令和6年度の実績

(1) 開設場所、開設日・時間等

施 設 名		開 設 日	開設年度
体 育 施 設	中央体育館 (Mウイング8階)	火曜日 15:30～19:30 第1,3日曜日 13:30～19:30	平成16年度
	南部体育館	第2,4土曜日 13:00～19:00	平成18年度
	島立体育館	第4金曜日 19:00～22:30	平成18年度
研 修 施 設	あがたの森文化会館 2階 (会議室)	火～土曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～17:00	平成16年度
	中央公民館 2階 (学習スペース)	平日、土日祝 9:00～21:45 (休館日、年末年始除く)	平成19年度
	あがた児童センター 2階 (学習室、中高生集会室、交流スペース)	月～金曜日 12:30～18:30 土曜日 8:30～18:30	平成26年度
	勤労者福祉センター 3階 (図書室)	第1,3月曜日 9:00～20:00 (休館日、年末年始除く)	令和5年度
相 談 窓	まちかど保健室 (あがたの森文化会館 2階)	第2水曜日(予約優先) 10:00～16:00	平成23年度
		第4金曜日(自由相談) 10:00～16:00	平成26年度から水 金 令和7年度より月2回

(2) 利用者数の推移

(単位：人)

施設名	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央体育館	333	426	470	679	533
南部体育館	45	61	40	47	64
島立体育館	185	79	41	234	365
体育施設合計	563	566	551	960	962
あがたの森文化会館	171	190	166	157	188
中央公民館	—	—	—	—	—
あがた児童センター	547	312	456	490	696
勤労者福祉センター	—	—	0	1	1
研修施設合計	718	502	622	648	885
総合計	1,281	1,068	1,173	1,608	1,847

(3) まちかど保健室について

ア 概要

子どもたちの心と体、性の悩みなどに対応するため、あがたの森文化会館に設置している青少年の居場所を利用して、「まちかど保健室」を開設しているものです。

イ 開設日等

第2水曜日 10時から16時（予約優先）

第4金曜日 10時から16時（自由相談）

ウ 相談状況

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開設日数		79	83	93	72	77
相談件数		78	96	53	52	49
方法(件)	電話	27	50	23	25	28
	面接	48	43	30	26	19
	メール	3	3	0	4	2
相談者数(人)	本人	58	37	23	6	15
	保護者	9	37	13	16	4
	教師	5	12	4	9	5
	その他	7	10	13	24	25
対象(人)	幼児	1	3	0	0	0
	小学生	10	1	6	7	0
	中学生	2	5	8	3	11
	高校生	8	18	12	11	8
	一般	56	69	27	32	30
内容(件)	いじめ	0	0	1	0	0
	不登校	6	4	7	7	8
	交友関係	1	2	1	1	1
	進路	6	7	5	0	4
	心身	2	33	9	3	5
	性	7	18	3	20	14
	学校	14	5	5	0	0
	子育て	22	1	0	0	2
	家族関係	7	0	1	2	0
	その他	12	26	21	24	15

※相談方法、相談者、対象及び内容は1件の相談で複数対応する場合があるため、相談件数と差が生じています。

3 今後の取組み

(1) 青少年の居場所

令和5年度から勤労者福祉センター3階図書室（第1・3月曜日 午前9時～午後8時）を居場所として拡充しました。

引き続き、青少年の居場所の周知を行い、青少年のニーズに即した居場所の提供、運営に努めます。

(2) まちかど保健室

まちかど保健室では、養護教諭経験者の相談員が心や体、性に関する内容を中心に相談を受けています。特に、性に関する相談や発達障害、精神疾患が背景にある相談が増えています。本人や家族だけでなく、教師や病院のソーシャルワーカーなどからの相談も増えており、相談内容も多岐にわたることから、今後も様々な機関と連携しながら相談業務に取り組めます。

Ⅱ 松本市の補導活動について

1 概要

昭和39年に県の主管運営により少年補導センターが設置され、その後昭和43年に県から市に移管されました。

青少年健全育成の中核として、市長が委嘱した補導委員による街頭補導を実施しています。

2 令和6年度の取組実績

(1) 街頭補導活動

ア 補導委員数

一般補導委員 83人 学校補導委員 64人 計 147人

イ 活動状況

中心市街地を中心に巡回するセンター補導及び各地区を巡回する地域補導を班ごとに毎月1回程度実施しました。

(ア) 実施状況の推移

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施日数(日)	189	121	140	227	204
補導活動回数 (回)	391	276	300	377	336
従事補導委員数 (延人数)	1,743	1,088	1,096	1,434	1,292
補導した少年数 (延人数)	75	89	167	186	175

(イ) 補導した少年の行為別内訳

(単位: 件)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
不健全娯楽(ゲームセンター等)	1	0	0	0	0
喫煙	0	0	0	0	0
怠学	0	0	0	0	0
その他(帰宅指導、自転車の乗り方等)	74	47	167	186	175
計	75	47	167	186	175

(ウ) 声かけ人数(幼児・児童・生徒等への声かけ)

(単位: 件)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
声かけ(補導に至らないもの)	—	42	419	625	1,062

(2) その他の活動

学校補導委員との合同研修会の開催や市内の小中学校の夏休み期間等に合わせた学校補導委員との合同巡回補導活動、現在の子どもや学校の状況に関する意見交換を実施しました。また、11月の子ども・若者育成支援強調月間に有害環境浄化活動として有害取扱店やビデオ等販売店への自主規制の協力依頼を実施しました。

3 今後の取組み

少子・高齢化をはじめ、インターネットやスマートフォンの普及による情報化社会の発展により、子ども達を取り巻く環境が変化するとともに、子どもたちの生活スタイルも変化しています。補導委員からは、街頭で出会う青少年の数が減少しているとの声が寄せられています。

しかし、補導委員が巡回活動をすることによって、子どもたち自身が地域の中で多くの大人に見守られているという実感が持て、子どもたちの自律や安心感につながるほか、青少年を犯罪被害から守る抑止の効果もあるため、今後も巡回活動に取り組む必要があります。また、中学校部活動の地域移行化に伴い、子どもたちの放課後の居場所の変化が考えられるため、より効果的な巡回場所、回数等について、補導委員の意見を基に随時検討していきます。

Ⅲ メディア・リテラシー事業について

1 概要

市内の小中学校（私立も含む）の児童・生徒・保護者がインターネットやスマートフォンの適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶために「メディア・リテラシー講座」を平成20年度から実施しています。

2 令和6年度の実績

(1) メディア・リテラシー講座

ア 講師

NPO法人 子どもとメディア信州 専任講師
(教員や小児科医等で構成される団体)

イ 講座内容

県の教育委員会で実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」の結果をもとに、学校ごとの実情をふまえた講座を実施し、参加者がインターネットやスマートフォン等の使用による諸問題について考える機会となるよう参観日等に併せて開催しています。

ウ 受講校数の推移

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
小学校	16 校	21 校	20 校	21 校	23 校
中学校	5 校	12 校	12 校	11 校	15 校
小・中学校	1 校	1 校	3 校	1 校	2 校
合 計	22 校	34 校	36 校	33 校	40 校
受講者数	3,226 人	7,995 人	7,393 人	5,426 人	7,341 人

3 今後の取組み

メディア・リテラシー講座は、学校授業等に組み入れ開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和7年度も40校から開催依頼を受けており、一定の啓発効果が得られていると考えます。

青少年のメディア依存や健康問題、さらに、ネットによるいじめといった多様な問題もある中、実情に即した講義を行っています。また、生まれた時からネットがあることが当たり前の「デジタル・ネイティブ」世代の子ども達が、デジタルという便利なツールをどのように活用していくのかといった課題に対しての「デジタル・シティズンシップ」の観点も取り入れながら実施していく必要があります。

今後も教育委員会や健康福祉部と連携しながら、メディア・リテラシー教育を進めていきます。

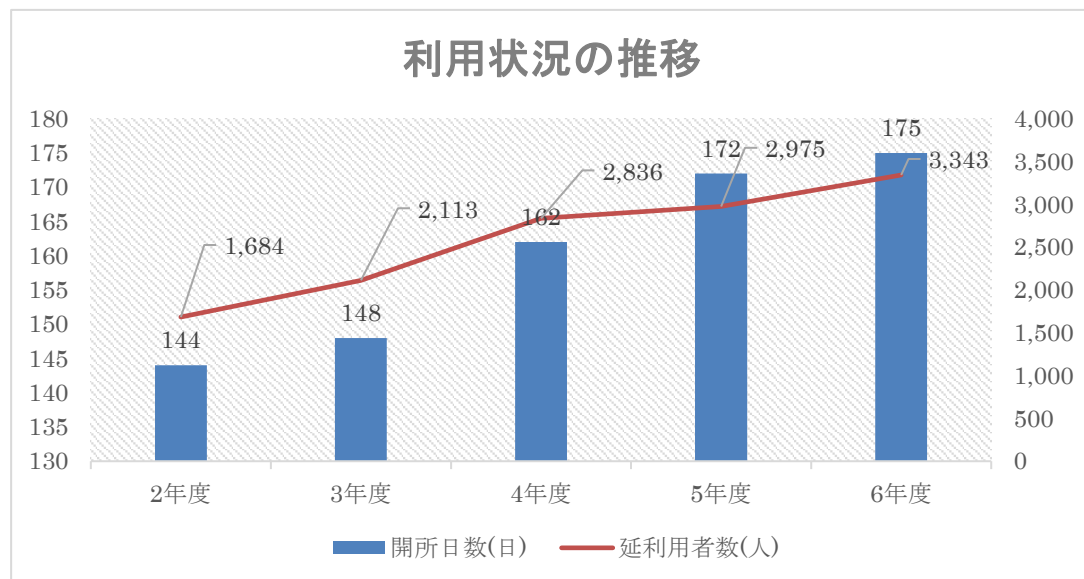
Ⅳ 子どもの支援・相談スペース はぐルッポの利用実績について

1 概要

- (1) 平成25年5月から、NPO法人はぐまつに業務委託し、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設しています。
- (2) 「はぐルッポ」は、様々な理由や事情で学校へ通うことができない子どもや、悩みを抱えている子どもたちのための場所です。家庭や学校以外で自由に過ごせる居場所を提供し、子ども自身が自発的に行動できるよう支援しています。
- (3) 開所日時は、毎週水曜日と金曜日、月1回月曜日の午後、はぐスタ（学習の日）を月2～3回、はぐカフェ（情報提供の会）等を実施しています。
- (4) 子どもたちの保護者や学校関係者などへの相談業務を行っているほか、関係者による支援会議も実施しています。さらに、各種研修会や講演会等も開催しています。

2 利用状況の推移

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開所日数(日)	144	148	162	172	175
延利用者数(人)	1,684	2,113	2,836	2,975	3,343



3 今後の取組み

- (1) 庁内関係課と連携して、教育支援センター（旧中間教室）、フリースクール、青少年ホームなど、不登校・引きこもり対策等の子どもから大人まで切れ目のない支援をしていくことが必要です。
- (2) 利用者が増えていることから、令和6年8月からは、教員住宅「浅間荘」の部屋を一つ増やして、合計3部屋を使った運営を実施しています。

V 子どもの権利推進事業に関わる取組みについて

1 概要

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、令和7年3月に第3次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指すものです。

2 令和6年度の取組状況

(1) 子どもにやさしいまちづくり委員会

子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するとともに、子どもの権利を尊重した施策の実施状況を検証するため、市民・有識者等15名で構成されています。

委員会を5回開催し、上記計画の策定を行いました。

(2) 子どもの権利相談室「こころの鈴」

平成25年7月から、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。子どもの権利擁護委員3名、調査相談員4名の体制で、相談、調査、調整などを行っています。

名刺大のこころの鈴案内カードの作成のほか、こころの鈴通信を年4回発行して市内の小、中、高校の児童生徒に配布して周知を行いました。

また、児童センターで出前学習会を開催しました。（8館）

ア 相談室開設日・時間

月～木曜日・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

イ 相談件数の推移

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延件数	408	327	268	426	473

※相談状況の詳細は別添資料のとおり

(3) 子どもの権利の普及・啓発事業

ア まつもと子どもの権利ウィークの実施

11月17日～23日にまつもと子どもの権利ウィークを実施し、集中的に子どもの権利のPRを行いました。

(ア) 「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催（参加者約150人）

子どもたちの発表の場として、「ダブルダッチ部発表」松本深志高校、「市への提言」まつもと子ども未来委員会、「市長・教育長VS高校生」討論会を行いました。

(イ) 子どもの博物館等入館料、アルプス公園ドリームコースター、スカイパークフライングディスク、温泉施設利用料の無料化、子どもの権利のチラシ配布、パネル展 ほか

イ 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」の作成・配布

子どもの権利の学習用パンフレットを発行し、市内の小、中学校の児童生徒に配布して、授業等での活用を依頼しました。

ウ 子どもの権利ニュースの作成・配布

子どもの権利条例の理念や条例に基づく市の施策について、子ども向けの広報紙を作成し、市内の小、中、高校の児童生徒に配布しました。

エ 市内小中学校での校内放送（１１月）

子どもの権利や子どもの権利相談室「こころの鈴」を周知するため、昼食時等に校内放送の実施を依頼しました。

(4) まつもと子どもスマイル運動の実施

大人と子どもが積極的に関わりを持つことにより、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う運動を実施しています。

令和６年度新規登録者数 １０１人

延べ登録者数 １，４６５人（令和７年３月末）

(5) 第１０期まつもと子ども未来委員会の開催

子どもたちが、学校、地域、年代を越えて、市政や地域の課題について学び、解決に向けて意見交換をするなど、活動をとおして自分たちが住むまちへの意識を高め、松本のまちづくりを子どもたち自らが考える活動を行っています。

ア 委員数 ４３名（小学校５年生～高校３年生）

イ 委員会 １４回

ウ 市内見学 １回

エ 市への提言 １回

３ 課題及び今後の取組み

令和６年度の子どもの権利アンケート調査では、子どもの権利に関する条例の認知度は、子ども５０．１％、保護者６７．４％です。しかし、条例の内容まで知っている割合は、子ども８．５％、保護者５．９％に留まっており、引き続き、子どもの権利の周知を図ることが必要です。

今年度は、子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」の作成に当たり、学校人権教育協議会において市内小中学校の人権教育担当教諭から出された助言・意見を参考に、児童生徒にわかりやすい内容に改善します。また、学校現場での子どもの権利に係る啓発活動をより効果的に進めます。

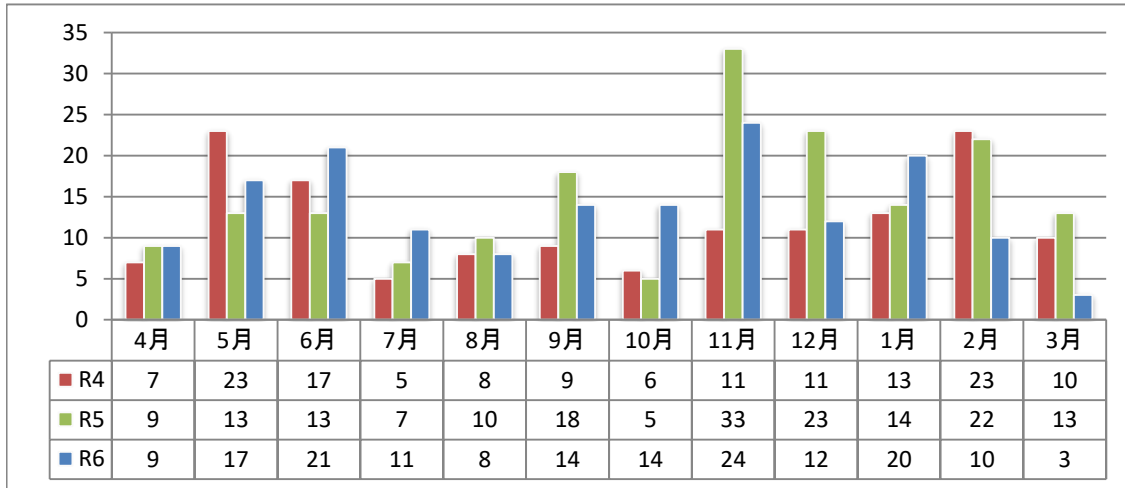
子どもの権利相談室(こころの鈴) 相談状況

(令和7年3月31日 現在)

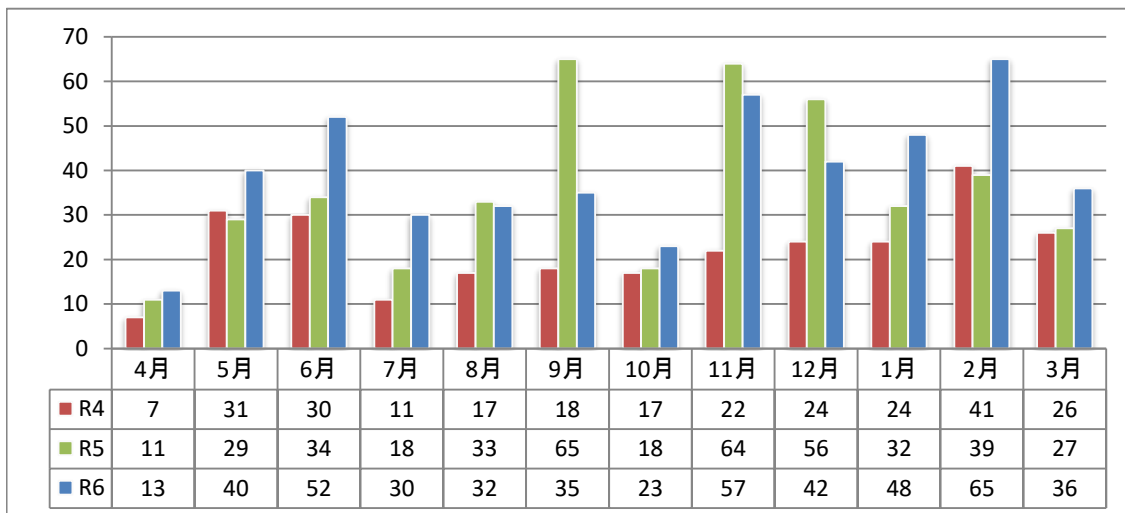
●相談件数

年度	実数	延べ
令和4年度	143	268
令和5年度	180	426
令和6年度	163	473

●月別相談件数(実数)

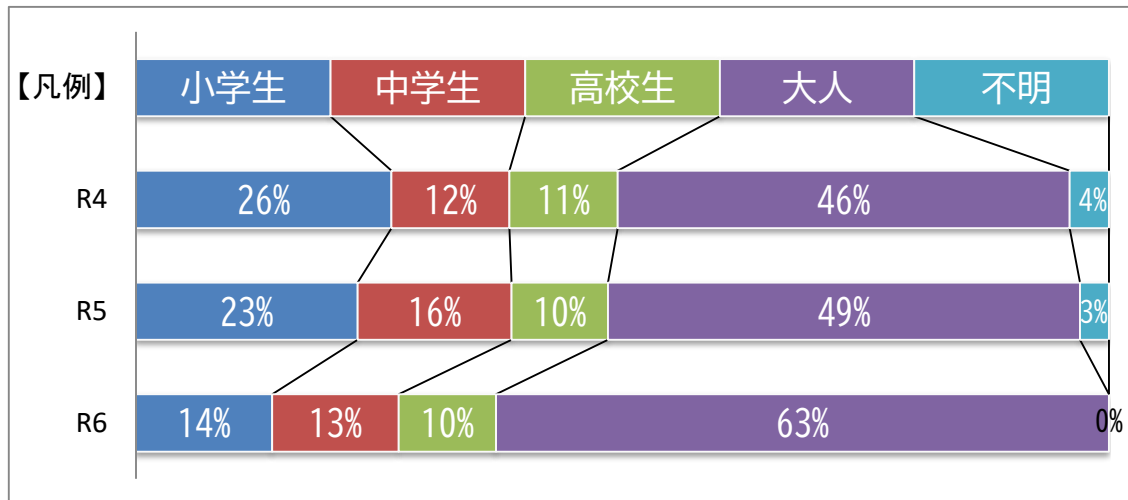


●月別相談件数(延べ)



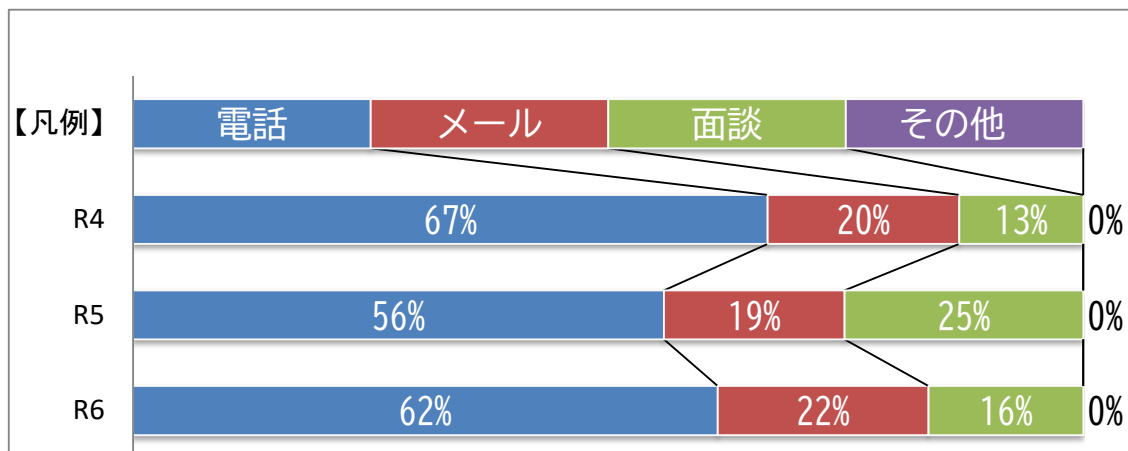
●相談者数(延べ)

年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
R4	79	36	34	138	13	300
R5	102	71	45	219	13	450
R6	70	64	49	314	1	498



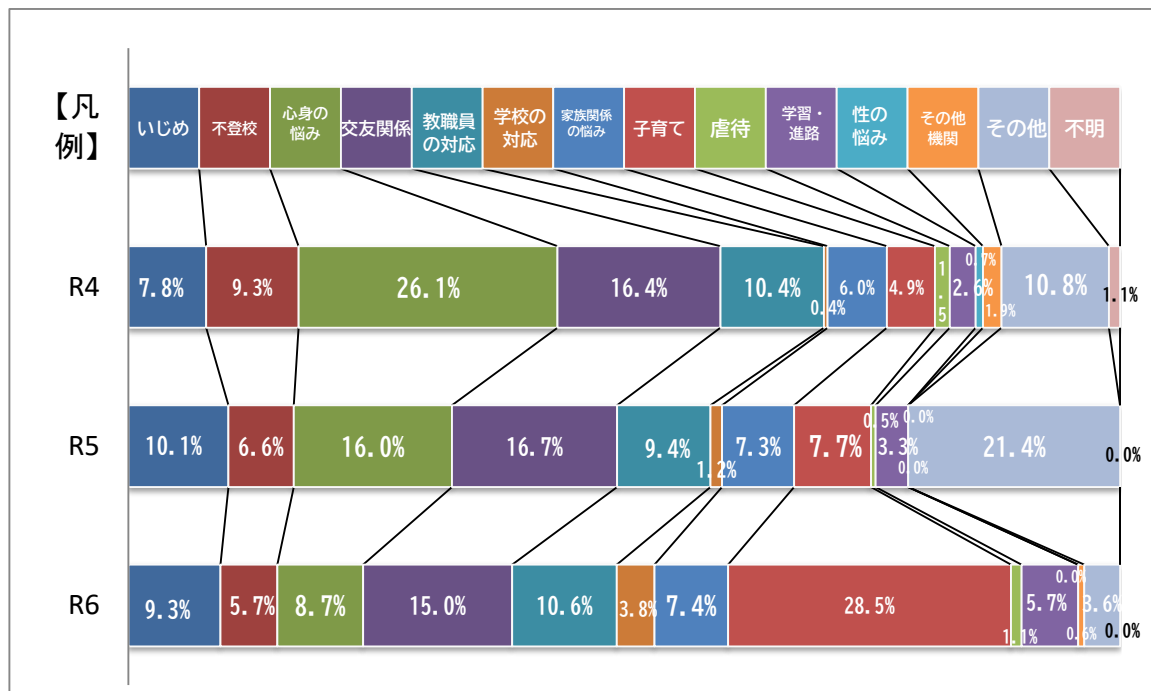
●相談方法(延べ)

年度	電話	メール	面談	その他	計
R4	179	54	35		268
R5	238	81	107		426
R6	291	105	77		473



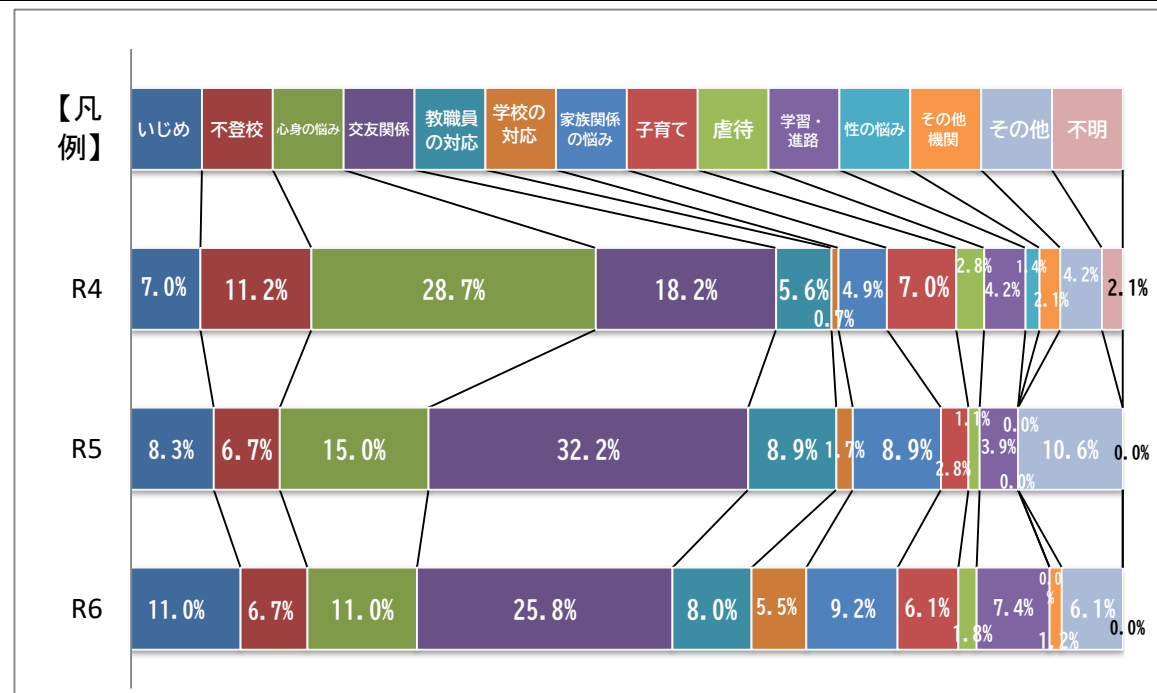
●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R4	21	25	70	44	28	1	16	13	4	7	2	5	29	3	268
R5	43	28	68	71	40	5	31	33	2	14	0	0	91	0	426
R6	44	27	41	71	50	18	35	135	5	27	0	3	17	0	473



●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
R4	10	16	41	26	8	1	7	10	4	6	2	3	6	3	143
R5	15	12	27	58	16	3	16	5	2	7	0	0	19	0	180
R6	18	11	18	42	13	9	15	10	3	12	0	2	10	0	163



(報告事項)

松本市青少年・いじめ問題対策連絡協議会資料
7. 9. 18
こども福祉課

子どもの居場所づくり推進事業の実施状況等について

1 趣旨

松本市では、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、経済的困窮だけではなく、子どもの権利の侵害が発生する恐れのある状態を広く子どもの貧困状態と捉え、改善を目指す取組みを行っています。

この取組みとして、地域の子どもたちに、食事を中心とした居場所を提供する地域住民や民間団体に対して交付金を交付する標記事業の実施状況について、報告するものです。

2 実施状況

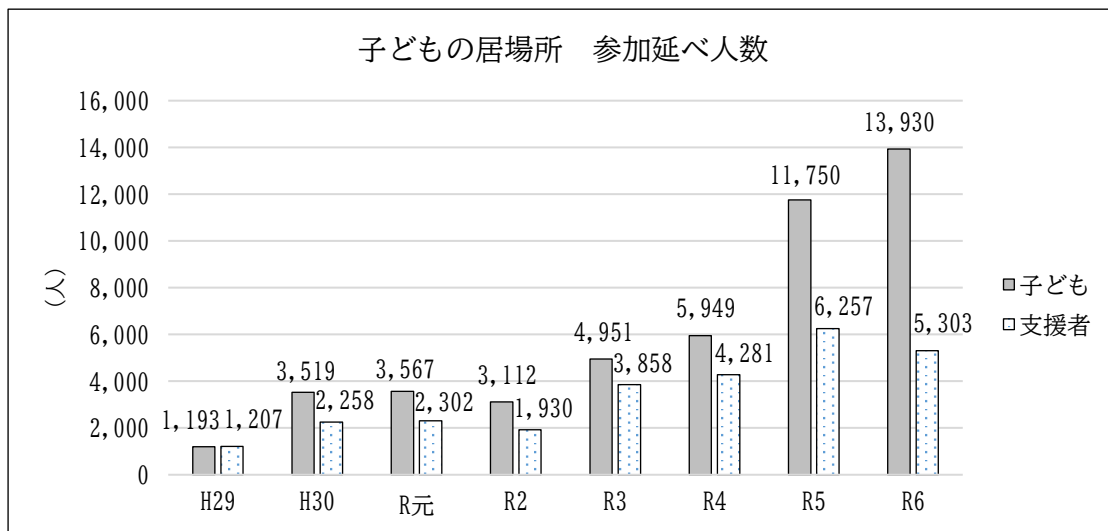
(1) 実施会場数及び実施回数

新型コロナウイルス感染拡大後は会場数増加に伴い回数も増え、「こども食堂」が広く認知されている。

年度	実施会場数	実施回数
平成29年度	6会場	150回
平成30年度	10会場	203回
令和元年度	11会場	261回
令和2年度	13会場	168回
令和3年度	13会場	223回
令和4年度	16会場	253回
令和5年度	18会場	376回
令和6年度	25会場	445回

(2) 参加延べ人数

各団体の継続した取組みにより、参加延べ人数は年々増加している。



(3) 令和6年度各会場詳細

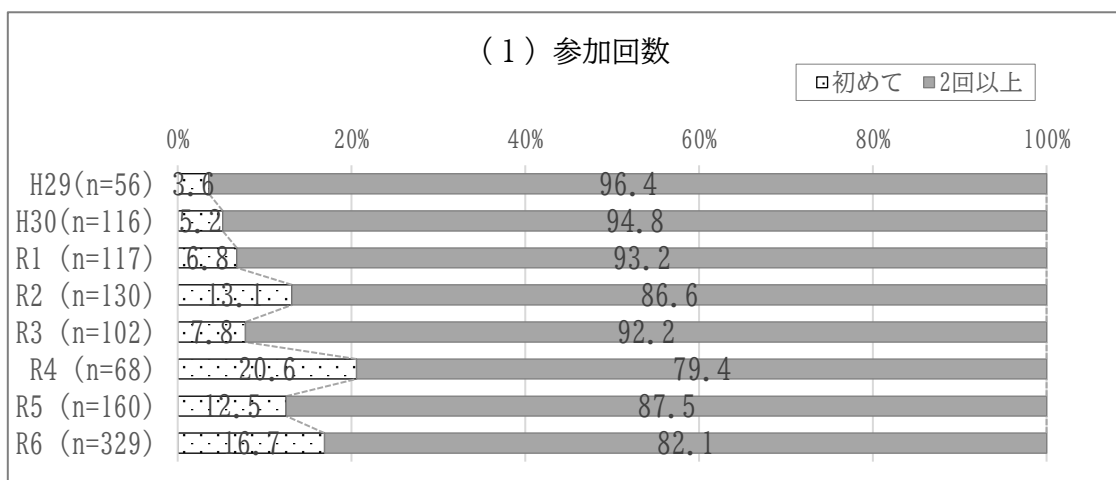
合計25会場 ※令和6年度新規開設(7会場)

	居場所名(実施団体)	地区	開催回数	こどもの平均人数
1	信州こども食堂 in どん八(NPO ホットライン信州)	第一	12	78人
2	信州こども食堂 in まつもと学び塾(NPO ホットライン信州)	第一	12	89人
3	子ども食堂はらぺこあおむし	第三	14	59人
4	そらのとり	城北	12	27人
5	TAMARIBA MOTOTJ(ワーカーズコープ松本事業所)※	城東	18	5人
6	だれでも食堂じょうねんすとりーと (だれでも食堂じょうねんすとりーと)※	白板	9	22人
7	mini 子ども食堂プラス大人食堂(たんぼぼの会)	庄内	52	24人
8	なみカフェ(まちラボ)	庄内	24	14人
9	こども食堂おぼっこ(こども食堂おぼっこ)※	庄内	6	33人
10	こどもの居場所みなもと(こどもの居場所みなもと)※	松南	9	3人
11	愛ランド島内「おらんち de ランチ」(愛ランド島内)	島内	15	23人
12	島立こども広場(島立こども広場)※	島立	8	38人
13	笑和はうす(笑和はうす)	新村	21	14人
14	信州みんなの食堂(信州みんなの食堂)	新村	52	37人
15	ヒッポポ食堂(ヒッポポ食堂)	神林	12	35人
16	信州こども食堂 in バロー南松本(NPO ホットライン信州)	芳川	12	217人
17	寿小池町会子ども広場(寿小池町会)	寿	14	16人
18	えがおの会(寿田町町会)	寿	21	16人
19	信州こども食堂 in ことぶき(NPO ホットライン信州)	寿	12	8人
20	寿台ハッピー食堂(寿台町会連合会)	寿台	20	13人
21	こども食堂岡田(こども食堂岡田)※	岡田	6	29人
22	寄り添いこども食堂(寄り添いこども食堂)	里山辺	15	51人
23	今井っ子わくわくひろば(今井福祉協議会)※	今井	5	32人
24	こども未来デザインクラブ(波田コミュニティデザインクラブ)	波田	12	9人
25	ポジ◎ラボ(ポジ◎ラボ)	波田	52	12人

3 居場所に参加した子どもへのアンケート結果（毎年度2月に実施）

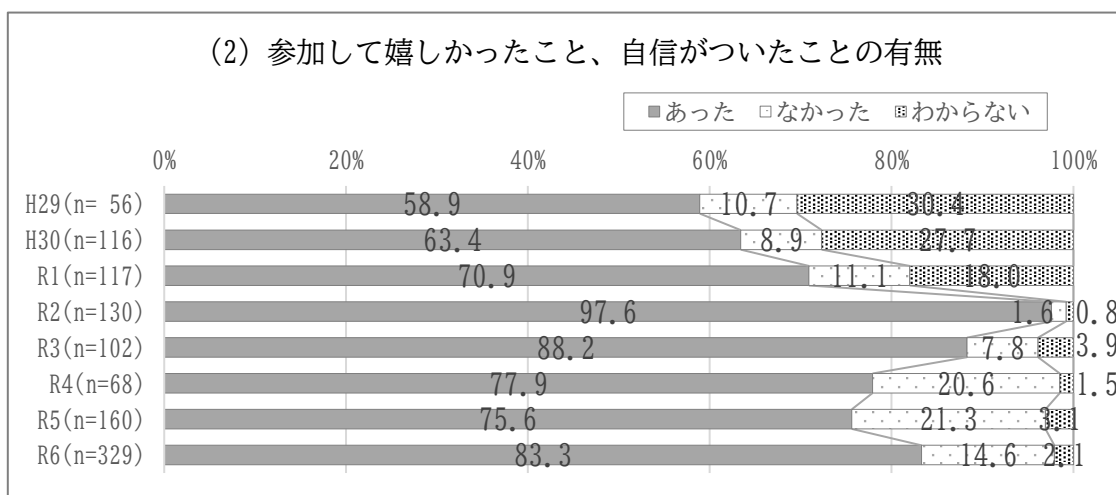
(1) 参加回数

複数回参加している子どもが多く、子どもたちにとって「また来たい」と思える居場所になっている。また、初めて参加する子どもの割合も年々増えており、幅広く参加者を募ることができている。



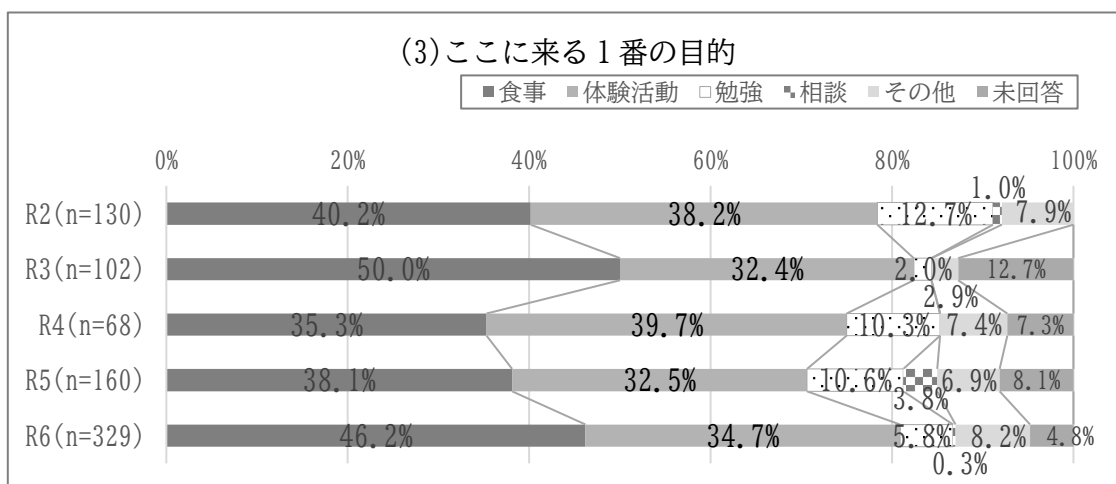
(2) 嬉しかった、自信がついたことの有無

参加した子どもの多数が、事業に対し好意的な印象を持っている。



(3) 居場所に来る1番の目的（令和2年度新設項目）

いずれの年度においても、食事だけでなく、体験活動や勉強をすることを目的に参加する子どもの割合が一定数みられる。



(4) 自由記述（抜粋）

- ・サッカーがたのしかったおにいさんとあそぶのがたのしかった。（小1男子）
- ・べんきょうができた。べんきょうがせっきよくてきにできるようになった。
（小2男子）
- ・べんきょうでおしえてくれてがっこうのテストが100でんでうれしかったです。（小2女子）
- ・しんぱいなことを親にそうだんできなかつたときにべつの人にそうだんできた。
（小3女子）
- ・やしょうまの作り方はじめて知りました。こねるのが大変だと勉強になりました。（小4男子）
- ・色々な人と相談できてうれしい。（小4女子）
- ・誰かの為になりたいと思えるようになった。（小5男子）
- ・たくさんの友達ができたり、相談できる人がたくさん増えた。色々な勉強をおしえてもらったり、いつも話さない人とも一緒に話せたり行事ができてうれしかったです。（小6女子）
- ・先生がいろいろ相談に乗ってくれて嬉しかった。参加するようになって勉強のわからない所もやりっぱなしにしなくなった。（中2女子）
- ・普段関われないような人と一緒に料理をしたり、お話しできてとても楽しいです。沢山の人とこの場所で出会えて本当に良かったです。（高2女子）

4 今後の予定

- (1) 子どもの利用を促進するため、市の広報やホームページ、SNS などを通して、事業の周知を図ります。
- (2) 物価高騰により食材費等が高騰しているため対象経費の交付額の見直しを視野に入れながら、更なる支援者や団体の拡大を進めます。また、教育委員会の「学都松本寺小屋事業」とも連携しながら、地域の居場所の充実を図ります。
- (3) 立ち上げを検討している団体は円滑に運営を始められるように、また、運営団体は今後も事業を安定して継続できるように、必要に応じて助言や調整を行います。同時に、活用しやすい交付金となるよう更なる見直しを検討します。

松本市青少年問題・いじめ問題対策 連絡協議会資料
7. 9. 18
若者参画課（青少年ホーム）

（報告事項）

青少年ホームの取組みについて

1 概要

15歳以上35歳未満の青少年が気軽に集まる居場所や、自分づくり、仲間づくり等の機会を提供し、若者が充実した社会生活を営める支援をしています。

2 事業体系

(1) 若者育成事業

若者の居場所づくり、社会生活の充実と仲間づくり、社会参画を支援

(2) 若者支援事業

若者が社会生活を円滑に営むための社会的自立支援

3 令和6年度の取組み実績

(1) 若者育成事業

ア 居場所づくり

事業名	実施日	内容
ホームコーディネーター事業	通年	コーディネーターが若者を対象とした講座・イベントを企画・運営 ボードゲームカフェ 年7回開催（延べ59人） 信濃むつみ高校共催による外国の文化を学習する講座 年4回開催（延べ57人）
若者カフェ	通年	毎週日曜日、1階喫茶室を若者の居場所として開放（延べ55人）

イ 社会生活の充実と仲間づくり

事業名	実施日	内容
ヤングスクール	夏期・秋期・冬期	運動系・文化系の講座、若者の学び直し支援及びキャリアアップ講座を開催（年38講座 延べ534人）
スノーボードスクール	R7.2.8	技術向上と参加者同士の交流を目的に開催（11人）

ウ 若者の社会参画の推進

事業名	実施日	内容
松本若者会議支援	通年	高校生、大学生、社会人の若者が一堂に参加・交流を行いながら、プロジェクトの企画、実践と学ぶ場（延べ48人） R7.2.6 記事執筆・メディア政策WS R7.2.19 地域貢献・地域活性化学生フォーラム2024 R7.3.23 若者チャレンジカンファレンス

こどもプレイパーク支援	R6.9.15	エクセラン高校ボランティア部が主体となり、こどもが遊べる「こどもプレイパーク」を、なんなんフェスタ 2024 で開催
ハタチの記念式典実行委員会支援	実行委員会7月～ 式典当日 R7.1.12	ハタチの記念式典を当事者による企画、運営 実行委員会6回開催 実行委員8人
青少年ホーム利用者の会活動支援	通年	青少年ホーム利用登録者による自治組織 青少年ホーム利用者の交流事業、地域貢献活動を企画、実施

(2) 若者支援事業

事業名	実施日	内容
若者お悩み相談室	通年	若者の職業問題、キャリア、人生の悩みについて相談員（産業カウンセラー）による無料相談を実施（相談件数6件）
ひきこもり研修会 （青少年ひきこもり事業）	通年	当事者及び家族、支援者、感心のある方を対象に、ひきこもりの現状、当事者の気持ちを理解し、対応の参考にしていくための研修会・講演会開催（延べ144人） R6.8.3 第1回ひきこもりについて語り合う会 講演：「社会活動量低下状態とは？体感して考えよう！」 講師：NPO法人グラウンド・リッシュ GW：「自分自身が活動状態が低下している状態にいたら」 R6.10.19 ひきこもり講演会 講演：「ひきこもりの理解と支援—当事者の視点から—」 講師：一般社団法人ひきこもりUx会議代表理事 林恭子氏 R7.3.1 第2回ひきこもりについて語り合う会 講演：「ともに生きる —そこに在るもの—」 講師：夢倶楽部しらかば信州カウンセリングセンター 所長 有賀和枝氏 GW：講演を基にしたグループワーク
けん玉体験会	R6.8.8	ひきこもりの若者を対象とした居場所事業 共催：NPO法人ジョイフル（8人）

4 課題

(1) 青少年ホーム利用登録者が減少傾向にある。

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登 録 者 数	198人	178人	167人	185人	162人

(2) 潜在的な利用者が登録に至らない原因の分析、広報および会員制制度のあり方検討。

(3) 青少年が、安心して気軽に利用できる居場所の整備。

(4) ひきこもり等、顕在化しにくい悩みを抱えている若者への支援方法。

5 今後の取り組み

(1) 青少年ホーム利用者アンケート調査を実施、事業内容の見直し等を行います。

(2) 青少年ホーム事業全般について、課内および関係課との検討会を実施します。

(3) 青少年ホーム事業等の情報を、若者参画課InstagramなどSNSを活用し周知します。

(4) 若者支援は、「重層的支援体制整備事業」として、庁内関係部署、関係機関等との連携体制を強化し「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。

令和7年度松本市青少年問題・ いじめ問題対策連絡協議会
7. 9. 18
学校教育課学校支援室

(報告事項)

令和6年度いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

松本市立の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和6年度の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 教職員による生徒指導事案の発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによるもの

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 令和5年度からの継続事案を含め、重大事態と疑われる事案が5件あり、そのうち3件は、今年度の5月までに保護者への調査報告を行いました。また体罰と認められる事案はありませんでした。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は636件であり、このうち326件が解消され、解消率は51.3%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では2年生と5年生が他学年と比較してやや多く、それぞれ86件、83件でした。中学校では、学年が上がるにつれて少なくなる傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では40.8%、中学校では48.4%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では61.8%、中学校では58.2%でした。
- (6) いじめの様態では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では42.8%、中学校では60.4%でした。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知するとともに、認知したいじめを校内で情報共有したうえで、早期に組織的に対応するよう依頼しています。また謝罪が、解決を急ぐ形式的なものとならないよう、丁寧な初期対応を改めて確認しています。

- (2) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、報告されたいじめについて学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応手順について年度当初のみならず適時、職員間で確認することを依頼しています。
- (3) 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見、早期支援を目的とした「心の健康観察」の運用により、多忙化する学校が更なる負担を負う課題があることから、不調の児童生徒を業務負担なく抽出できるアプリの導入を検討し、パイロット校での実施と検証を行う予定です。
- (4) 教職員が児童生徒から寄せられた思いを受け止められる良好な関係の構築に向けて、教職員研修では、子ども観や教育観を醸成する研修を昨年度に引き続き実施しています。また、いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見されることもあるため、引き続き、児童生徒が思いを表現できる関係の醸成を各教員に依頼しています。
- (5) いじめについて、調査時点で誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、令和7年度も、長野県教育委員会事務局作成の相談窓口のチラシを各学校を經由して子どもや保護者に周知しています。また、松本市の関連各部の相談機関について記載した「子どもなんでも相談」のチラシを作成し、管内のすべての小中学校、特別支援学校に送付しています。
- (6) 各校においては、前年度までに発生した事案を継続的に対応できるよう、進級や学級編成及び人事異動に伴う職員組織改編に伴い、情報共有に努めていくよう周知しています。また、学校で認知したいじめへの対応状況や防止対策など、学校の取組み等を保護者や地域の方々に継続的に周知することを依頼しています。
- (7) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、令和7年度は、教育研修センターの研修講座として、「デジタル・シティズンシップ教育研修」「【訪問型】デジタルシティズンシップ研修」「ICT活用1人1台端末操作研修（基礎編）」「ICT活用1人1台端末を活用した授業づくり」などの講座を設け、教職員の指導力向上に努めています。
- (8) 昨年度に続き、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省：令和6年8月）をもとに、各学校においては、いじめ認知後の組織的な早期対応の確認、および重大事態が発生した場合の速やかな報告のフローについて確認するよう校長会・教頭会等を通じて依頼しています。

【担当】

学校支援室 室長 山名 博夫

学校教育課 課長 内山 真由美

電話 33-4397

1 令和6年度松本市の調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数及び体罰の認知件数（鉢盛中学校を除く）

区 分	学校総数 (A)	いじめを認知し た学校数	いじめを認知して いない学校数	いじめの 認知件数 (C) 注1)	1校あたりの 認知件数 (C/A)	体罰の 認知件数
小学校	29	27	2	444	15.3	0
中学校	21	19	2	192	9.1	0
合計	50	46	4	636	12.7	0

注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされており、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

一方、上表の「いじめの認知件数（C）」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数で示しています。

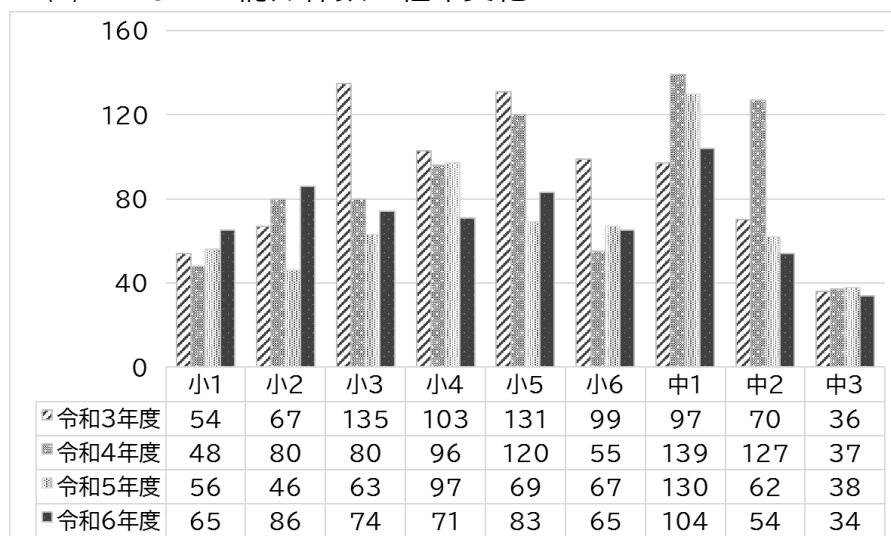
(2) いじめの現在の状況

区 分	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		その他 (転居等)		合計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
小学校	232	52.3	212	47.7	0	0.0	444
中学校	94	49.0	97	50.5	1	0.5	192
合計	326	51.3	309	48.6	1	0.2	636

(3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	39	46	42	45	35	40	52	40	19
女子	26	40	32	26	48	25	52	14	15
合計	65	86	74	71	83	65	104	54	34

(4) いじめの認知件数の経年変化



(5) いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
学校の教職員等が発見した	227	51.1	118	61.5	345	54.2
① 学級担任が発見した。	37	8.3	16	8.3	53	8.3
② 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	6	1.4	8	4.2	14	2.2
③ 養護教諭が発見した。	0	0.0	1	0.5	1	0.2
④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	3	0.7	0	0.0	3	0.5
⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。	181	40.8	93	48.4	274	43.1
学校の教職員以外からの情報により発見した。	217	48.9	74	38.5	291	45.8
⑥ 本人からの訴え	115	25.9	41	21.4	156	24.5
⑦ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	71	16.0	14	7.3	85	13.4
⑧ 児童生徒（本人を除く）からの情報	14	3.2	9	4.7	23	3.6
⑨ 保護者（本人の保護者を除く）からの情報	16	3.6	9	4.7	25	3.9
⑩ 地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑪ 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	1	0.2	1	0.5	2	0.3
⑫ その他（匿名による投書など）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	444	100.0	192	100.0	636	100.0

(6) いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 学級担任に相談した。	376	61.8	152	58.2	528	60.8
② 学級担任以外の教職員に相談した。（養護教諭、SC等の相談員を除く）	30	4.9	25	9.6	55	6.3
③ 養護教諭に相談した。	18	3.0	5	1.9	23	2.6
④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	11	1.8	5	1.9	16	1.8
⑤ 学校以外の相談機関に相談した。（電話相談やメール等を含む）	10	1.6	6	2.3	16	1.8
⑥ 保護者や家族等に相談した。	114	18.8	37	14.2	151	17.4
⑦ 友人に相談した。	28	4.6	15	5.7	43	4.9
⑧ その他の人（地域の人など）に相談した。	4	0.7	1	0.4	5	0.6
⑨ 誰にも相談していない。	17	2.8	15	5.7	32	3.7
合計	608	100.0	261	100.0	869	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(7) いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	277	42.8	142	60.4	419	47.5
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	63	9.7	21	8.9	84	9.5
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	131	20.2	24	10.2	155	17.6
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	55	8.5	4	1.7	59	6.7
⑤ 金品をたかられる。	6	0.9	1	0.4	7	0.8
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	49	7.6	9	3.8	58	6.6
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	33	5.1	8	3.4	41	4.6
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	2	0.3	14	6.0	16	1.8
⑨ その他	31	4.8	12	5.1	43	4.9
合計	647	100.0	235	100.0	882	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(報告事項)

学都松本寺子屋事業の取組みについて

1 概要

学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整え、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。

2 学都松本寺子屋事業

(1) 学都松本寺子屋事業交付金

子どもたちに学習支援や体験学習等を行う団体に交付金を交付します。

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録制度

教員OBや学生、地域の大人など、子どもたちを応援したい大人を募集し、面談等を行ったうえで先生又はサポーターとして登録された方を必要な団体へ繋げます。

3 令和6年度実績

(1) 学都松本寺子屋事業交付金申請団体

ア 実施団体 11団体（令和5年度 10団体）
 イ 実施回数 418回（令和5年度 378回）
 ウ 参加者数 3,498人（令和5年度 2,833人）
 エ 支援者数 1,795人（令和5年度 1,650人）

	団体名	事業名	開催場所	開始月	実施回数	参加者（延べ人数）					支援者（人）
						小学生	中学生	高校生	その他	合計	
1	NP0 法人ワーカーズユープ	学習支援「学びの会」	城東	4月	91	202	128	57	0	387	227
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	4月	49	129	97	122	0	348	337
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく HATA	波田	4月	49	256	186	22	0	464	280
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	4月	27	150	58	13	0	221	138
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒英語学習支援事業	梓川	4月	39	644	178	0	0	822	108
6	NP0 Links	旭町地区てらこや事業	安原	4月	52	15	351	37	3	406	236
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内	4月	52	99	2	51	0	152	140
8	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	7月	10	140	10	0	0	150	50
9	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「楽しく学ぼう会」	山辺	7月	6	83	0	0	0	83	18
10	安曇小学校放課後の居場所検討会	寺子屋 AZUMI	安曇	5月	33	264	22	0	0	286	165
11	NP0 法人中信多文化共生ネットワーク	夏休みの勉強会・春休みの勉強会	第一	7月	10	143	21	3	12	179	96

(2) 寺子屋先生・寺子屋サポーター登録者

ア 登録者 17名（寺子屋先生10名、寺子屋サポーター7名）

イ 実施団体登録者 130名（寺子屋先生30名、寺子屋サポーター100名）

4 参加者アンケート（回答137件）

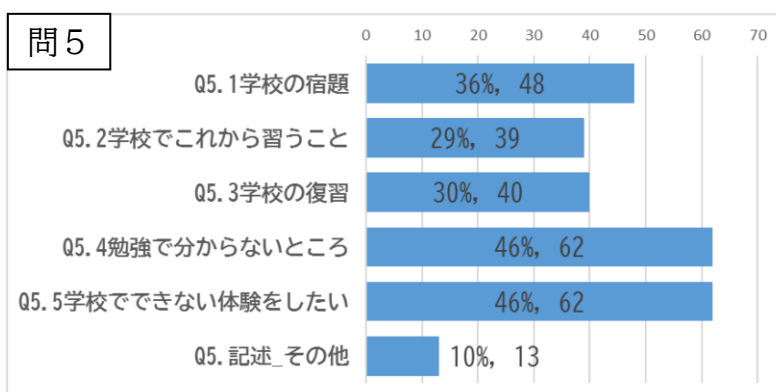
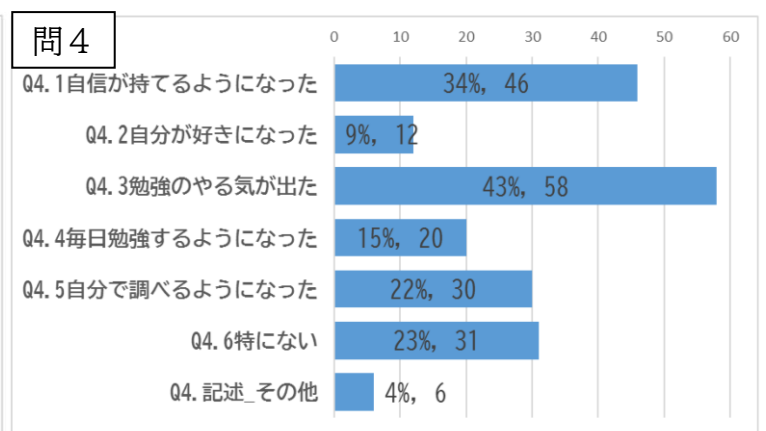
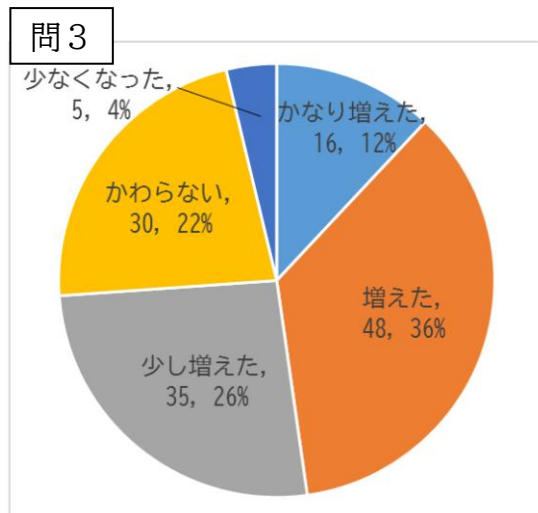
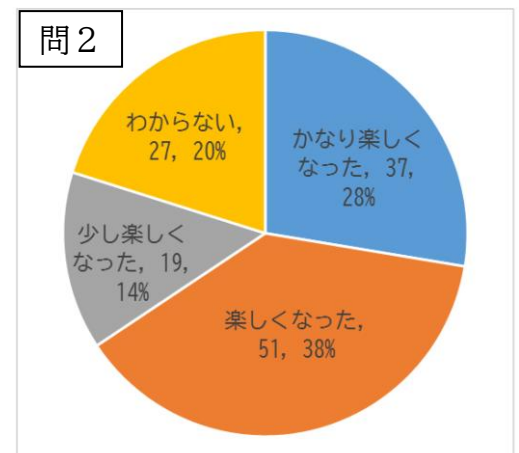
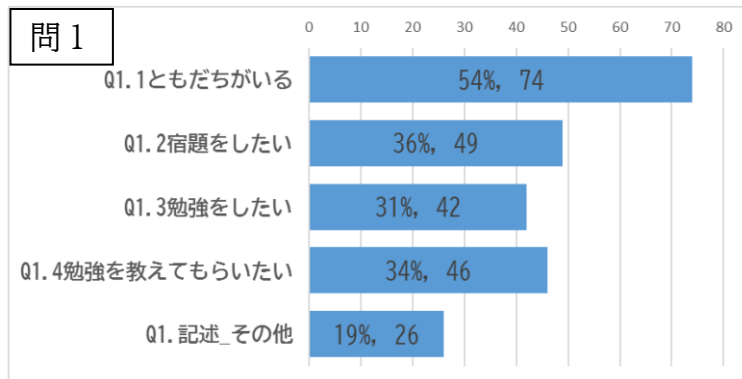
問1：寺子屋に参加した理由（複数選択）

問2：寺子屋に参加して勉強が楽しくなりましたか？（単一選択）

問3：自主学習時間が増えましたか？（単一選択）

問4：参加して自信がついたことや嬉しかったことはありますか？（複数選択）

問5：寺子屋でどんなことを教えてほしいですか？（複数選択）



5 令和7年度の活動状況（令和7年8月21日現在）

寺子屋事業交付金申請団体 13団体（継続11団体、新規2団体）

申請調整中団体 2団体（新規1団体）

	団体名	事業名	開催地区	開催場所
1	NPO 法人ワーカーズ コープ	学習支援「学びの会」	城東	元町児童館
2	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく	第一	中央公民館
3	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく HATA	波田	波田公民館
4	反貧困セーフティネット・アルプス	無料こどもじゅく小宮	島内	ウットタウン小宮公民館
5	放課後イングリッシュクラブ	梓川・波田地区児童・生徒 英語学習支援事業	梓川	梓川公民館
6	NPO Links	旭町地区てらこや事業	安原	安原地区公民館
7	たんぽぽの会	まなび場 in 庄内	庄内	庄内地区公民館
8	安曇小学校放課後の居場所検討会	寺子屋 AZUMI	安曇	安曇育成館
9	北小松公民館	南北小松寺子屋教室	里山辺	北小松公民館
10	入山辺子ども会育成会	みんな集まれ「楽しく学ぼう会」	入山辺	入山辺公民館
11	NPO 法人中信多文化共生ネットワーク	夏休みの勉強会・冬休みの勉強会 ・春休みの勉強会	第一	中央公民館
12★	第三地区育成会わかばの会	学びと遊びのわかばの会	第三	第三地区公民館
13★	一般社団法人 KOKO	まつもと寺子屋事業	第三	KOKO 事務所(大手 5)
14★	笹賀地区	調整中	笹賀	
15★	（新規団体）	調整中	市内全域	

★：令和7年度新規団体

6 今年度の予定

- (1) 参加する子どもや保護者向けの情報として、各団体を紹介する動画を作成し、YouTubeやホームページ等で紹介します。
- (2) 町会連合会や、町内公民館など地縁団体への呼びかけを強化し、寺子屋事業実施団体を松本市内全域に広めていきます。
- (3) 交付金申請団体へのアンケート調査や情報交換会を開催し、事業の効果や課題を明確にし、学都松本を実現する持続可能な仕組みを構築します。
- (4) 学習支援人材と実施団体とのマッチング策について、双方にアンケート調査を行い、より良い登録制度、マッチング策となるよう見直しを検討します。

(報告事項)

小規模特認校制度の取組みについて

1 概要

豊かな自然環境と小規模であることを活かした特色ある教育を推進する学校を、小規模特認校に指定し、通学区域に関係なく市内のどこからでも区域外就学を認める制度です。児童生徒の選択肢を豊かにするとともに、小規模校の学校規模を維持し、多人数での活動や多様な意見に触れられる機会の創出などが期待されます。

令和4年4月に安曇小中学校、令和6年4月に中山小学校に導入しました。

2 実績（各年度当初）

(1) 安曇小中学校

		導入前	導入後			
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
児童生徒数（人）		3 8	4 4	4 5	5 2	6 1
内 訳	区域内就学者	3 0	2 9	3 1	3 3	3 2
	区域外就学者	8	1 5	1 4	1 9	2 9
区域外就学者の割合（％）		2 1	3 4	3 1	3 6	4 7

※市街地から遠距離のため、区域外就学者へのスクールタクシーによる通学支援を実施（波田支所～学校の往復）

(2) 中山小学校

		導入前	導入後	
		R 5	R 6	R 7
児童数（人）		9 7	9 5	1 0 2
内 訳	区域内就学者	8 9	8 8	8 7
	区域外就学者	8	7	1 5
区域外就学者の割合（％）		8	7	1 4

※令和6年度は新入学生のための導入、令和7年度から全学年に導入

3 課題

安曇小中学校

- ・区域外就学者の増加等に伴い、スクールタクシーによる通学支援の財政負担が増加
- ・放課後子ども教室と併せて実施している学都松本寺子屋事業を活用した放課後の居場所事業が、今年度末で終了の予定

4 今後の取組み

安曇小中学校

- ・通学支援について、来年度から公共交通機関の利用に対する支援に移行し、利用者と財政双方の負担軽減を図る予定
- ・こども育成課と連携し、放課後子ども教室の実施体制見直しを検討

(報告事項)

松本市青少年問題・いじめ問題対策
連絡協議会資料

7. 9. 18

食品・生活衛生課、こども育成課

青少年に関わる薬物乱用防止啓発事業について

1 概要

青少年の薬物乱用を防止するため、青少年への薬物乱用防止運動を青少年問題協議会が主体となり実施しています。また、小中学校へ専門講師を派遣して、薬物乱用の危険性やタバコの害、家庭医薬品の正しい使い方などの講義も実施しています。

2 令和6年度の実績

(1) 薬物乱用防止啓発運動

ア 6・26キャンペーン啓発活動

薬物乱用防止「6・26ヤング街頭キャンペーン」を、松本市保健所と県松本保健福祉事務所の共催で、松本駅前で行いました。

ボーイスカウト、ガールスカウト、薬物乱用防止指導員、保護司、薬剤師等約70名が参加し、啓発資材の配布及び国連支援募金への協力の呼びかけを行いました。

併せて、青少年が立ち寄る市施設（青少年の居場所等）にポスターの掲示やパンフレットの設置を行いました。中央図書館では国際麻薬乱用撲滅デーに合わせて、企画展示を実施しました。

イ 薬物乱用防止啓発資材等の配布、設置

(ア) 国際薬物乱用撲滅デー啓発資材（リーフレット）の公民館等への配布、設置

(イ) 薬物乱用防止啓発資材の青少年が立ち寄る市施設（青少年の居場所、中央図書館など）への配布、設置

(2) 薬物乱用防止啓発講座

ア 講師

(ア) 松本市保健所 食品・生活衛生課

(イ) (一社) 松本薬剤師会

イ 受講校数等の推移

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
小学校	22 校	22 (11) 校	22 (10) 校	21 (10) 校	25 (9) 校
中学校	10 校	13 (0) 校	15 (1) 校	13 (3) 校	15 (5) 校
小中学校	2 校	2 (0) 校	3 (1) 校	3 (1) 校	4 (1) 校
合 計	34 校	37 (11) 校	42 (12) 校	38 (14) 校	44 (15) 校
受講者数	3,663 人	4,056 人 (1,326 人)	4,043 人 (1,250 人)	3,647 人 (1,463 人)	4,254 人 (1,879 人)

※R3年度以降の（ ）表示は、うち数で松本市保健所 食品・生活衛生課の実施校数等です。

3 課題及び今後の取組み

薬物乱用防止啓発講座は、学校授業等に組み入れて開催していただくため、年度ごとに受講校数の変動はありますが、令和7年度も44校から開催依頼を受けています。また、講座内容も各機関の専門講師から、最新の情報等を提供いただいております、高い啓発効果を得ていると考えます。

今後も教育委員会、健康福祉部と連携し、青少年の薬物乱用防止に取り組んでいきます。